



民生委員・児童委員 ～あなたの力を地域のために～



福祉課

○ 民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、各市町村に置かれるボランティアとして、住民の最も身近な相談相手・支援者となる方々です。

また、児童福祉法に基づき、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなど相談・支援等を行う児童委員も兼ねています。

○ 任期

任期は3年（再任可能）です。任期途中で交代があった場合、後任者の任期は、前任者の残任期間となり、3年に1度、一斉改選が行われます。

（前は令和4年12月1日 次回は令和7年12月1日）

○ 委員になる人

社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に精通した人が、各地区から推薦され、市町村に置かれた民生委員推薦会によって、都道府県知事に推薦し、県知事が厚生労働大臣に推薦し、委嘱されます。

○ 活動費など

民生委員・児童委員には、報酬等は支給されませんが（民生委員法第10条）、交通費や通信費など、活動に必要な費用として、活動費が支給されます。

○ 民生委員定数

大木町における民生委員・児童委員は29名、児童福祉に関することを専門にした主任児童委員は2名で、合計31名の定数です。

○ 民生委員児童委員の活動

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手で関係機関へのつなぎ役です。主に、高齢者世帯等の見守りや訪問、児童の見守り、および地域住民からの日常生活等相談などで、必要に応じて関係機関へつなぎます。

また、月1回の定例会では、福祉制度の研修会や、グループによる情報交換、近隣自治体や福祉施設等の視察研修などを行います。

子育て世帯の相談や支援は、主任児童委員と各民生委員児童委員が連携して対応し、必要に応じて、教育委員会、学校、保育園・幼稚園などにつながります。

活動を通じて得た情報は、他に漏らしてはならない「守秘義務」が課されます。

**令和7年度
民生委員・児童委員一斉改選に伴う
スケジュール（予定）**

令和7年 2月19日	大木町民生委員推薦会開催
2月末	民生委員児童委員推薦依頼文書を区長発送
3月、4月 区長会	次期民生委員候補者の推薦に関する説明
5月中旬	第1回 大木町民生委員推薦会 (民生委員候補者 選出状況報告)
5月末	各地区からの次期民生委員候補者 報告締切 (5/30(金)までに福祉課へご連絡ください)
6月または 7月	第2回 大木町民生委員推薦会 (民生委員候補者 承認)
8月	福岡県へ次期民生委員候補者推薦調書の提出
12月1日	就任 厚生労働大臣委嘱状伝達式 (12/2)